概 要 版

令和6(2024)年度 ～ 令和15(2033)年度

君津市一般廃棄物処理基本計画
【君津市食品ロス削減推進計画】

環境ポスター展最優秀賞
（小学校低学年の部）

令和6(2024)年3月

君 津 市

第１章　基本的事項

<計画の趣旨>

循環型社会の形成をめぐる社会情勢は大きく変化しており、循環型社会元年と位置付けられた平成 12（2000）年度に、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする各種リサイクル法が制定され、その後も、循環型社会形成のための法改正が継続的に行われています。

今回、社会情勢が変化してきたことに加え、前基本計画の中間目標年度となったことから、現状を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となり、更なるごみの減量化・再資源化及び適正な生活排水処理の推進による水環境の保全に努めるため、令和６（2024）年度を始期とする一般廃棄物処理基本計画を策定するものです。

また、食品ロスの削減に関する法律第 13 条第１項に基づき、策定に努めることとされるごみ処理に深い関わりのある「食品ロス削減推進計画」を併せて策定し、本市における食品ロスの削減を推進するものです。

<計画期間>

●計画期間：10 年間

初　　年　　度：令和６（2024）年度

中間目標年度：令和 10（2028）年度

最終目標年度：令和 15（2033）年度

●関係法令の改正等が生じた場合は適宜見直しを行います。

		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)
総合計画		R４～R12											
環境基本計画				R６～R15									
一般廃棄物処理基本計画	前回	H31～R10											
	今回			R６～R15									
地球温暖化対策実行計画			R５～R12										

<持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）との関係>

廃棄物処理に関係が深い目標としては、持続可能な消費と生産のパターンの確保を目指す「ゴール 12 つくる責任つかう責任」があげられ、食料廃棄の半減や廃棄物の大幅削減等がターゲットとして掲げられています。

このほかにも、廃棄物の適正な管理による持続可能な環境づくりや、自然災害等に対する強靭性（レジリエンス）や適応力の強化、海洋汚染の防止等が目標となっています。

主に廃棄物分野と関わりが深い項目として８つがあげられますが、それぞれのターゲットを通じて相互に関係しており、全体を俯瞰する視点を持って達成を目指すことが求められています。

「ＳＤＧｓ」の概要

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）とは、平成 27（2015）年９月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際指標のことです。

社会、経済、環境の３側面からとらえることができる 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、発展途上国のみならず、先進国も含めた全ての国が取り組むべき普遍的な目標です。

<ごみ処理の流れ>

令和５（2023）年４月１日現在、収集・搬入されたごみから再資源化可能なものは選別し、事業者へ売却や再資源化を委託しています。

破砕後に発生する残渣や可燃ごみは、君津地域広域廃棄物処理施設で溶融処理を行い、溶融飛灰のみを埋立処分しています。

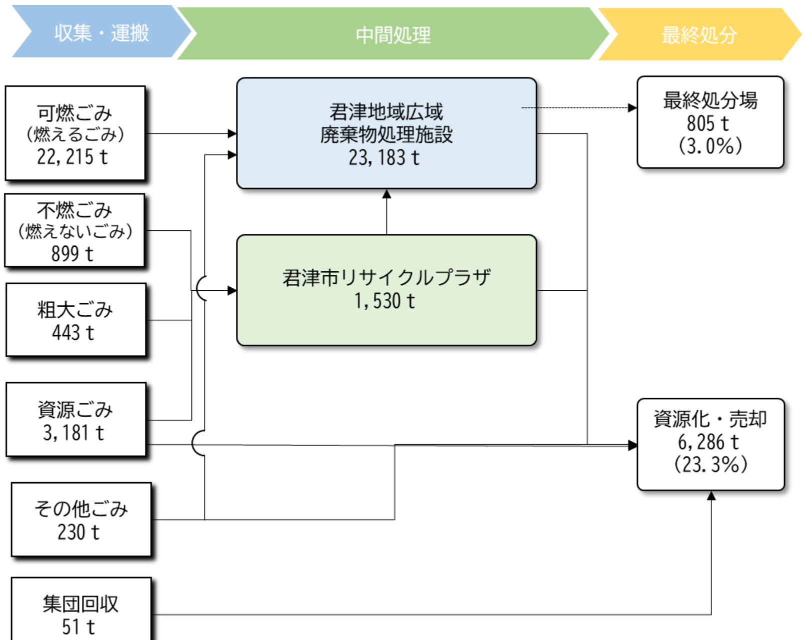

※令和４年度実績

<ごみ総排出量の推移と将来予測>

ごみ総排出量については、令和元（2019）年度、令和２（2020）年度は令和元年房総半島台風等の被害や新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛等の影響を受け、増加したものの、その後は減少しています。

令和５（2023）年度以降は、人口の減少とともに、生活系ごみ及び事業系ごみ排出量は減少する見込みです。

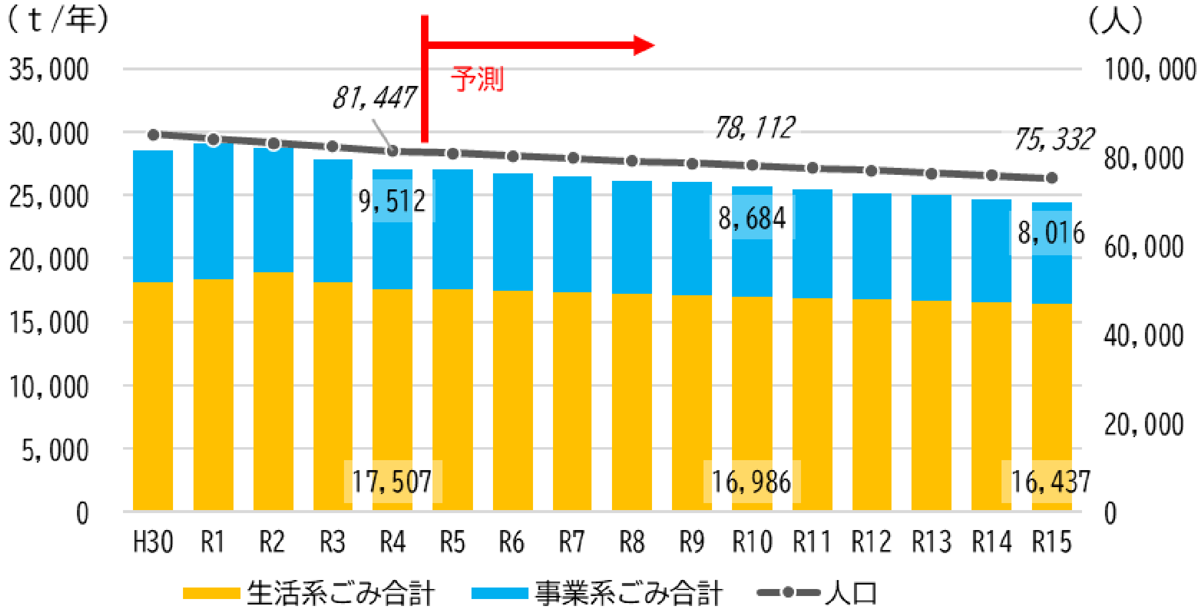

<数値目標>

１人１日当たりのごみ排出量・家庭系ごみ排出量及びリサイクル率に関して、数値目標を定めています。

	実績 令和4年度	中間目標 令和10年度	最終目標 令和15年度
1人1日当たりのごみ排出量 （g/人･日）	909	877	850
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 （g/人･日）	480	453	440
リサイクル率 （%）	23.3	27.0	30.0

<基本方針及び取組>

取組の柱となる基本方針及び主な取組は次のとおりです。

基本方針	取組
4Rの更なる推進 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の３Ｒに「発生回避・拒否（リフューズ）」を加え４Ｒとして推進していますが、分別品目の見直し等により更に推進します。	（家庭ごみの対策） ・ごみ処理手数料の見直しの検討 ・生ごみの減量化・再資源化の推進 ・資源に対する理解の醸成、分別方法等の検討 ・不要品の再使用に関する制度の見直し （資源ごみの対策） ・プラスチック製品の分別収集、再資源化の実施 ・資源物の回収量に応じた交付金による意識啓発 ・拠点回収の品目拡充の検討 ・中間処理施設での再資源化 （事業系ごみの対策） ・減量計画書の提出や生ごみの減量化等の啓発 ・ごみの適正な分別方法や再資源化方法の周知
適正処理の推進と不適正処理対策の強化 廃棄物の種類や排出方法に応じ、安全で効率的かつ適正な処理を推進します。	（排出ルールの適正化） ・刊行物による排出ルールの周知及び外国語への対応 ・処理が困難なものの適正処理方法に関する啓発 ・警告シール、啓発看板や投げ込みチラシ等による啓発 ・公共用ごみ袋の配布等による管理する地域の負担軽減 ・不法投棄させない環境づくり （廃棄物の処理体制） ・ごみ量が減少する見込みであることから、一般廃棄物処理業の許可は原則として認めない ・資源ごみ品目の拡充等の影響による収集頻度の見直し ・適切な中間処理により最終処分量の削減を図り、処理施設の設備等の更新による機能回復や広域廃棄物処理施設の操業に向けた構成市町との連携
市民･事業者･行政の協同の推進 市民は環境に配慮した生活様式に移行し、事業者は自己処理の原則や排出者責任を踏まえた取組を実施し、行政は市民・事業者を支援するための取組を実施することで、オール君津でごみの減量化・再資源化を推進します。	（環境学習） ・環境ポスターの募集等による児童・生徒に対する環境学習の実施 ・まちづくりふれあい講座による理解の醸成 ・処理施設の見学による理解の醸成 （その他） ・ＳＮＳ等を用いた情報発信及びＤＸの推進 ・廃棄物減量等推進員の委嘱 ・廃棄物減量等推進審議会の設置 ・散乱ごみ一掃クリーン作戦の実施 ・災害時の適正な対応の確保

第３章　食品ロス削減計画

<食品ロスの現状>

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられる食品のことを指し、食品関連事業者における規格外品、返品、売れ残り、食べ残し等の事業系食品ロスと、一般家庭における食べ残し、過剰除去、直接廃棄の家庭系食品ロスに分類されます。

●日本の食品ロス問題

日本における食品ロス量は、令和３（2021）年度の推計では約 520 万ｔといわれており、１人当たりに換算すると年間 42kg となります。食品ロス量の内訳としては、事業系食品ロス量が 279 万ｔ、家庭系食品ロス量は 244 万ｔであり、食品ロス削減には事業者、家庭双方の取組が必要であることが分かります。

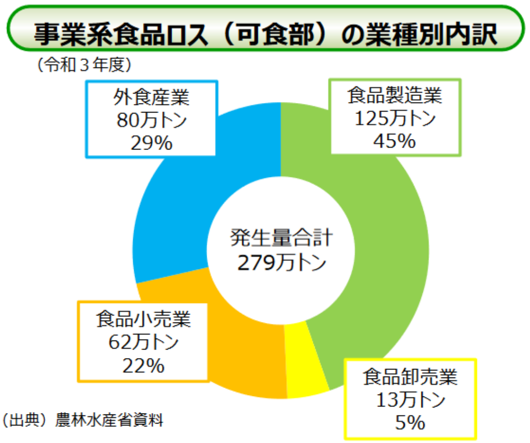

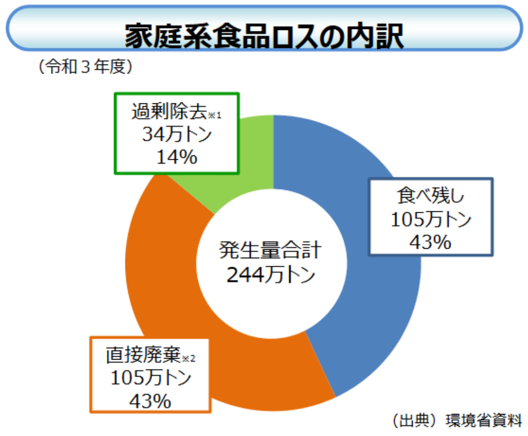

<数値目標>

国の目標をもとに、食品ロス発生量及び食品ロス問題を認知して削減に取り組む市民の割合に関して、数値目標を定めています。

	実績 令和4年度	中間目標 令和10年度	最終目標 令和15年度
食品ロス発生量 （t）	1,863	1, 719	1,546
食品ロス問題を認知して削減に 取り組む市民の割合（%）	78.8	81.9	85.0

<基本方針及び取組>

取組の柱となる基本方針及び主な取組は次のとおりです。

基本方針	取組
食品ロス削減の推進 市民や事業者が食品ロス削減の必要性を認識し、食べ物を無駄にしない習慣を実践できるよう、行動変容の促進を図ります。	（家庭から出る食品ロス） ・食品ロスの発生状況や削減方法等の普及・啓発に努めることに加え、発生してしまった食品ロスについての減量化・再資源化することの必要性について普及・啓発します。 （事業所から出る食品ロス） ・事業者による商習慣の見直しや店舗へのポスターの掲示等による消費者への啓発など事業者と連携して情報発信に努めます。 ・共同調理場から発生する食品ロスの減量化等の検討

<生活排水処理の現状>

生活排水は、し尿と生活雑排水に区分され、生活雑排水については公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設で処理を行っています。しかしながら、単独処理浄化槽、し尿汲み取り便槽を設置している家庭では、未処理の生活雑排水が公共用水域に放流されています。

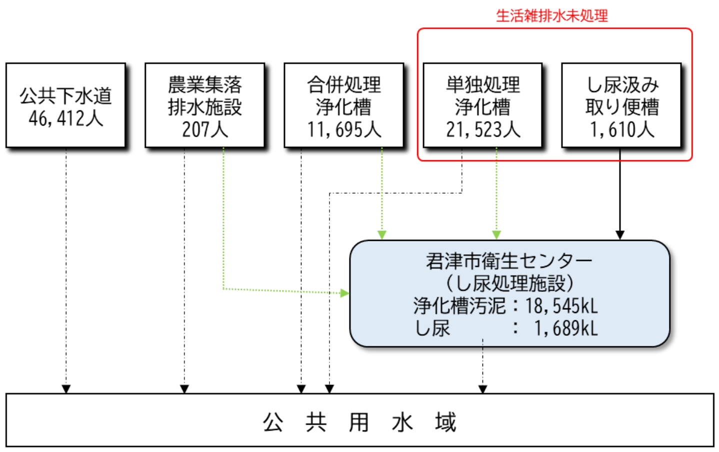

※令和４年度実績　→ し尿　→ 汚泥　→ 処理水

<数値目標>

生活雑排水まで処理を行っている割合である生活排水処理率に関して、数値目標を定めています。

	実績 令和4年度	中間目標 令和10年度	最終目標 令和15年度
生活排水処理率 （%）	71.6	76.1	79.9

<基本方針及び取組>

取組の柱となる基本方針及び主な取組は次のとおりです。

基本方針	取組
生活排水処理施設の整備・普及 公共水域に未処理で放流されている生活雑排水を適正に処理するため、公共下水道、合併処理浄化槽の整備・普及を推進します。	（公共下水道） ・事業計画区域内の未整備地区の整備及び供用開始地区における未接続世帯への接続の促進 （合併処理浄化槽等） ・合併処理浄化槽への転換等に要する費用の一部を助成することにより、普及率の向上を図る ・浄化槽の適正な管理方法について啓発、指導することにより適正な管理を推進
適正処理・管理の推進 浄化槽の適正な維持管理について啓発や指導を行うとともに、公共下水道、農業集落排水施設への接続や合併処理浄化槽への転換を促進することで、水環境の保全に努めます。	（収集・運搬） ・し尿、浄化槽汚泥は許可業者が収集 （中間処理・最終処分） ・許可業者が収集した、し尿及び浄化槽汚泥の君津市衛生センターでの適正な処理 ・災害時の適正な対応の確保

問合せ先：君津市経済環境部環境衛生課
〒２９９－１１９２　君津市久保２－１３－１
ＴＥＬ：０４３９－５６－１２２４　　ＦＡＸ：０４３９－５６－１３１４
Ｅmail：kankyo-e@city.kimitsu.lg.jp